

# 1 歴史を活用したまちづくりについて

## 1-1 我が国における歴史まちづくりの系譜を知る

### (1) これまでの歴史まちづくりに関わる施策等の経緯

我が国における歴史まちづくりの取り組みの背景を理解するため、戦後から高度経済成長期を経て現在に至るまでの歴史まちづくりに関連する法制度や取り組み等の変遷を整理した(図 1-1)。

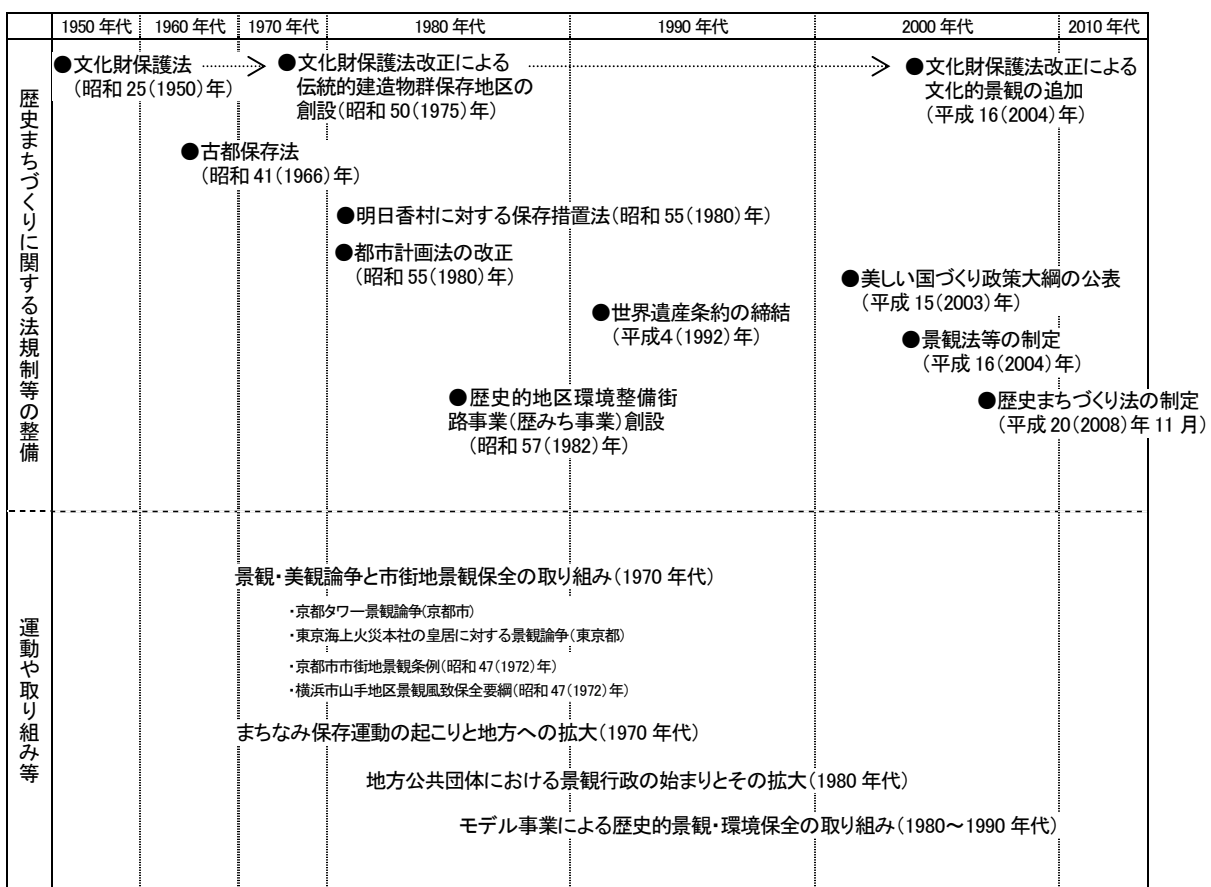


図 1-1 歴史まちづくりに関連する施策の経緯等 (戦後～現在)

出典：西村幸夫「都市保全計画」  
 歴史まちづくり法研究会編集「歴史まちづくり法ハンドブック」  
 文化財保護研究会編著「最新改正文化財保護法」  
 (社)日本都市計画学会編「都市計画マニュアルⅠ」  
 文化庁「平成 22 年度 我が国の文化行政」

を参考に作成

### 1) 明治時代～戦前

明治維新後の欧化主義や廃仏毀釈などの伝統文化軽視の風潮の中では、我が国古来の文化財が破壊の危機に直面した。こうした状況下において、大学(文部科学省の前身)が古器宝物の保護令

を布告するよう献言したことを受け、太政官は古器旧物の保存方について布告し、文化財の遺失き壊を防ぐために各所蔵者の啓蒙を促進した。

文化財保護に関する国としての最初の措置であるこの太政官布告をきっかけに、文化財保護思想の普及と、その後の文化財の保護のための法制(古社寺保存法(明治 30(1897)年)、史跡名勝天然記念物保護法(大正 8(1919)年)、国宝保存法(昭和 4(1929)年)、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和 8(1933)年)等)の制定が進んだ。

## 2) 文化財保護法 (昭和 25(1950)年)

法隆寺金堂壁画の焼失を契機として、新たな歴史的環境保全に関する法制度を求める声が高まり、我が国最初の文化財保護に関する全般的・一般的法律として、昭和 25(1950)年に文化財保護法が成立した。これにより、従前に定められていた国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法等の従来の法律が統合され、大幅に制度の拡充が図られた。

## 3) 古都保存法 (昭和 41(1966)年)

1960年代、京都や奈良、鎌倉といった歴史的な都市において、景観保存運動が活発化し、鎌倉の宅地開発に対する反対運動、奈良の県庁建替問題、観光道路や温泉郷等の開発への反対運動、京都の史跡双ヶ岡へのホテル建設構想や京都タワー建設計画への反対運動等が起きた。

これらの運動を受け、京都市を中心とした関係地方公共団体による「古都保存連絡協議会」が結成されるなど、官民の危機意識と保存運動の結果、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」が制定された。

この法律での古都とは、「我が国の往事の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村(第2条1項)」とされ、他に天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市、大津市が指定されている。

## 4) 景観・美観論争と市街地景観保全の取り組み (1970年代)

京都市では、京都タワー建設に対する景観論争等を受けて、昭和 47(1972)年、市全域の景観整備指針を示した京都市市街地景観条例が制定された。

東京都では、昭和 41(1966)年に、丸の内の東京海上火災本社が超高層ビル化を申請、その建設により、皇居に対する景観論争が起きた。これは建築基準法改正(昭和 38年)によって 31mの高さ規制が撤廃されたことに起因する。東京都は美観の観点から申請を不許可にしたものの、都建築審査会で押し戻され、計画された 30階(127m)から 25階(99.7m)で決着した経緯がある。

横浜市では、山手地区の高層マンション問題を契機として、昭和 47(1972)年、山手地区景観風致保全要綱を策定する等、美観・景観の保全に対する動きが起こった。

## 5) まちなみ保存運動の起こりと地方への拡大 (1970年代)

高度経済成長期において、歴史的なまちなみに対し、「開発か保存か」という世論の影響力、文化財行政の集落やまちなみへの拡大、愛郷主義の高まり、観光キャンペーンの影響等から、全国各地で官民の運動として、本格的なまちなみ保存活動が起こり始めた。

昭和 45(1970)年には、京都、奈良、鎌倉の市民団体を中心とした「全国歴史的風土保存連盟」が

結成され、昭和 49(1974)年には長野県南木曾町妻籠、名古屋市有松、奈良県橿原市今井町のまちなみ保存運動家を中心とした「町並み保存連盟」が結成された。

地方行政においても、京都市を中心に、金沢市、高山市、倉敷市、萩市が発起人となり、昭和 48(1973)年には第1回「歴史的景観都市事務連絡協議会」が開催された。

#### 6) 都市計画法の改正 (昭和 55(1980)年)

昭和 55(1980)年の都市計画法改正では、都市レベルの計画と建築基準法が前提とする敷地レベルの計画の間を埋める住民に身近な都市計画制度として、地区計画制度が導入され、地域の特性に応じた規制誘導の仕組みが強化された。

#### 7) 文化財保護法改正による伝統的建造物群保存地区の創設 (昭和 50(1975)年)

昭和 50(1975)年に文化財保護法が改正され、文化財の定義の一つに「伝統的建造物群」が追加された。伝統的建造物群とは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(第2条1項6)」と定義される。伝統的建造物群保存地区とは、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、文化財保護法の定めるところにより市町村が定める地区(第 142 条)」である。

#### 8) 地方公共団体における景観行政の始まりとその拡大 (1980 年代)

1970 年代から行政の課題として、都市の景観整備が考慮されるようになり、昭和 53(1978)年の神戸市都市景観条例の制定等の動きが起こった。歴史的なまちなみ景観の保全だけでなく、都市の街路景観の育成や自然景観の保全等に対象を拡大しつつ、景観条例制定の取り組みが全国に拡大し、1980 年代後半以降、大幅に増加した。

#### 9) モデル事業による歴史的景観・環境保全の取り組み (1980~1990 年代)

昭和 55(1980)年前後から、都市の歴史や文化、自然環境などの固有の資産を活かしたモデル的な環境整備事業に対する国の補助制度が整備された。

歴史的地区環境整備街路事業やシンボルロード整備事業など、質の向上を重視し、必ずしも拡幅を前提としない道路整備事業が実施され、その他、住環境整備モデル事業、街なみ整備促進事業、地域に根ざした住宅づくりを推進する地域住宅(HOPE)計画、都市景観形成モデル事業等の施策が実施された。

#### 10) 世界遺産条約の締結 (平成 4(1992)年)

平成4(1992)年、ユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、1972年採択、1975年発効)を締結した。条約締結後、平成5(1993)年に「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」の2件が文化遺産、「白神山地」及び「屋久島」の2件が自然遺産として、我が国初の世界遺産一覧表に記載され、平成 23 年3月現在、文化遺産 12 件、自然遺産4件の合計 16 件が世界遺産に登録されている。

### 11) 景観まちづくりへの展開 (2000年代)

平成 14(2002)年の都市計画法改正による都市計画提案制度の創設、平成 16(2004)年のまちづくり交付金制度の創設、同年の地区計画制度改正によって地区計画で形態・意匠・緑化等といった規定が可能になる等、地域レベルでのまちづくりを支援する仕組みの整備が進展した。

### 12) 美しい国づくり政策大綱の公表 (平成 15(2003)年)

地方公共団体による美しい景観づくりやまちづくりが次第に行政施策の主題として取り上げられるようになり、平成 12(2000)年の建設白書には、「美しい景観のまちを育むために」という章が設けられた。平成 15(2003)年には「美しい国づくり政策大綱」として、国土交通省が美しいまちづくりに向けた総括的な政策の方針を公表する等、国としての方向性が示された。

### 13) 景観法等の制定 (平成 16(2004)年)

美しい国づくり政策大綱では、従来の社会資本整備の質への反省に立ち、地域の個性を重視し、美しさを内部目的化することが示された。これを受け、良好な景観の形成の促進を目的に、平成 16(2004)年に景観法の制定、都市緑地保全法の改正、屋外広告物の規制強化等がなされた。景観法の施行によって、各地方公共団体が制定してきた景観条例に法的根拠を付与することが可能になるとともに、各種行為規制のための景観計画や景観地区などの法的仕組みが整備された。

### 14) 文化財保護法改正による文化的景観の追加 (平成 16(2004)年)

文化財保護法の改正において、新たな概念である文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの）が、文化財として追加された。必要な保護措置が採られている文化的景観で特に重要なものとして、平成 24 年3月現在、30 件の重要文化的景観が選定されている。

### 15) 「歴史文化基本構想」提言 (平成 19(2007)年 10 月)

詳しくはコラムに！

平成 18 年度から 19 年度にかけて、文化審議会文化財分科会企画調査会において、社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策についての議論がなされるとともに、文化財の保存管理において文化財を単体としてのみではなく総体としてとらえる必要性等、文化財保護行政の改善方策についての検討が行われ、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」として、「歴史文化基本構想」が提言された。

### 16) 歴史まちづくり法の制定 (平成 20(2008)年 11 月)

詳しくはコラムに！

これまで古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法等の歴史的なまちなみ保全等に関する法制度が整備されてきたものの、指定地域が古都周辺に限定(古都保存法)、文化財が主目的で周辺環境まで対象とならない(文化財保護法)、景観の保全等といった規制は可能だが歴史的資産の活用を促す積極的な支援措置がない(景観法や都市計画法)等の課題があった。そこで、全国の市町村におけるまちづくり行政と文化財行政の連携によって、「歴史的風致」を後世に継承し、まちづくりを推進するための国の支援制度として、平成 20(2008)年、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管による「歴史まちづくり法」が制定された。

コラム・・・「歴史文化基本構想」の推進

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を活かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与するといったことから、平成19年10月30日「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提言されたのが、「歴史文化基本構想」である(図1-2)。

「歴史文化基本構想」は、各市町村が策定する「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義付けられている。また、同報告書においては、各市町村が状況に合わせて創意工夫を行い、実効性ある基本構想を策定するためには、地域の多様な文化財を保護するための基本的な方針を示すことが重要であるとして次の方向が示されている。

【関連文化財群】

- ① テーマやストーリーの内容、②テーマやストーリーの設定の考え方、③主な構成要素となる文化財、といった事項を示すことが必要である。

【歴史文化保存活用区域】

- ① 「歴史文化保存活用区域」の設定の考え方、②区域内における保護や整備の考え方、といった事項を示すことが必要である。

【文化財を保護するための体制整備の方針】

- ・ 地域住民やNPO法人、企業など民間団体との連携協力の枠組み
  - ・ 地域の文化財を保護していくための人材育成方策
  - ・ 民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策
  - ・ 文化財の保存のため必要となる原材料や用具の確保方策
- 等の記載が望まれる。

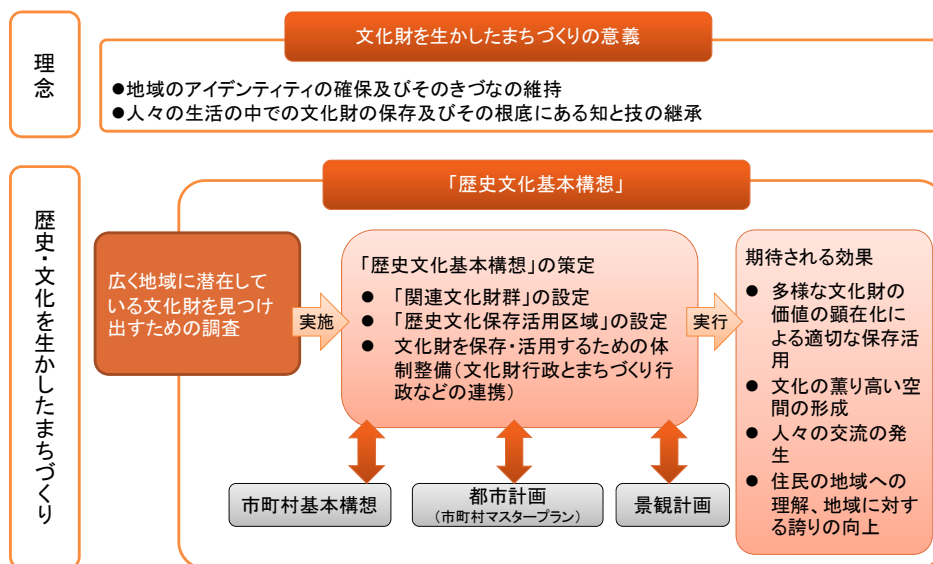


図 1-2 市町村における歴史・文化を生かしたまちづくりのイメージ

関連施策として、各市町村において「歴史文化基本構想」を策定し、必要な指針を作成することを目的とした「文化財総合的把握モデル事業」がある。この事業は、平成20～22年度の3年間実施され、全国23市町村(20地域)において「歴史文化基本構想」が策定された。

出典:文化庁「平成22年度 我が国の文化行政」を参考に作成

### コラム・・・歴史まちづくり法における「歴史的風致」の定義

歴史まちづくりに積極的な市町村を支援するための法律として、平成20年11月4日に、歴史まちづくり法(正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」)が施行された。

この法律は、地域の「歴史的風致」の維持向上を通じ、個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展と文化の向上を図ることを目的としている。地方公共団体等が主体的に計画を作成し、国の認定を受けて、既存の都市計画法や景観法等の適切な規制及び支援措置の活用等を行い、効果の発現を推進するものである。この法律で新たに提示された「歴史的風致」の概念は次のように定義されている。

歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（法第一条）

具体的には、①城郭や神社仏閣などといった歴史上重要で価値の高い建造物等と、②その周辺の伝統的な家屋が建ち並ぶ既成市街地といったハード、更に、③その地域で継承されている技術、伝統行事など人々の活動や営みといったソフト、この①②③が一体となることで初めて「歴史的風致」が成立するとされている（図1-3）。

歴史まちづくり法運用指針（平成20年12月25日）では、この歴史的風致に関して、以下のポイントが示されている。

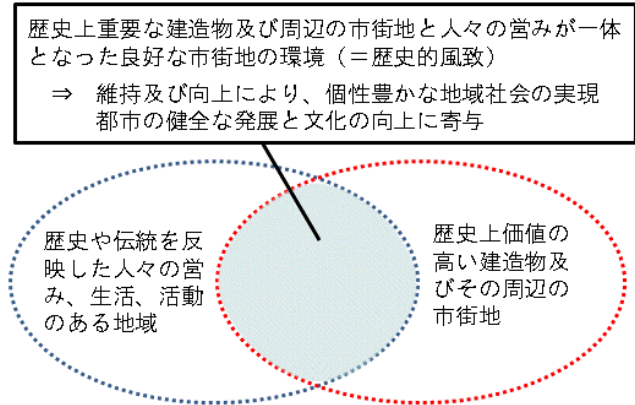


図1-3 「歴史的風致」の概念図

- ・ 歴史上価値の高い建造物があるだけでは歴史的風致ではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されて初めて歴史的風致となる。
- ・ 歴史的風致をそのまま「維持」するだけではなく、歴史的な建造物の復元や修理等によって、積極的に良好な市街地環境を向上させることを考慮する。
- ・ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とは、伝統技術などによる生産販売、祭事などの風俗慣習、地域伝承の芸能のほか、鍛冶や大工などの民俗等も含む。
- ・ 重点区域(法第2条第2項)の核となる建造物は、①重要文化財、②重要有形民族文化財、③史跡名勝天然記念物の指定建造物、もしくは④重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群でなければならない。

なお、各地域それぞれの歴史的風致の維持及び向上については、法第3条に基づき、国及び地方公共団体がそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

## (2) 我が国における歴史まちづくりの課題

---

前項にて、歴史まちづくりに関する施策等の経緯を整理したが、その時々において課題・問題点が表出してきた。特に、最近10年間においては、我が国における景観づくりに関する課題がクローズアップされ、これらを解決するための規制や法律の整備、充実が図られてきた。

そこで、これまで様々な答申や法律の整備に際して指摘されてきた課題や問題点等を振り返って確認し、これから各地域で歴史まちづくりを推進するにあたり、生じうる課題等を以下の5つに整理した。

### 1) 歴史的建造物の老朽化への対応に関する課題

歴史的な建造物における老朽化とその維持管理の手間や費用の増大、増改築や日常生活における制約が生じることから、所有者の同意が得られず売却や解体が行われる。

### 2) 地域住民の高齢化や人口減少の影響に関する課題

所有者や地域住民の高齢化や人口減少により担い手が不足し、地域の祭礼行事が衰退する。中心市街地の衰退等により、歴史的なまちなみを形成する町家が空き家化し、さらにそれが増加し、維持管理が困難になる。

### 3) 経済性等の重視による、地域の歴史性に不釣り合いな建築活動に関する課題

地主や開発業者等の経済性や効率性、機能性の重視により、歴史的な風景、建築物やまちなみ等とは不釣り合いな建築活動、開発行為等が進む。

### 4) 歴史への認識不足、歴史まちづくりへの低評価に関する課題

地域の歴史性や歴史的建築物、まちなみ等に対する住民の価値認識が不足しており、歴史まちづくりを進めるための住民や開発業者等との合意や調整が進まない。

### 5) 歴史まちづくりとして配慮すべき内容の不明瞭さ等に関わる課題

歴史性を活かしたまちづくりを進めたくても配慮すべき具体的な内容がわからない、定まっていないことから、歴史まちづくりが推進されない。

以上のような課題に対応していくには、「歴史まちづくり」について、検討すべき内容や配慮すべき項目等をわかりやすく示して理解を促していくこと、特に、歴史的資源を活用した景観事業や手法に関する事例、地元住民を巻き込んだ取り組みの事例等を紹介していくことが効果的と考えられる。

また、歴史まちづくりは、当時の状態に全て復元、もしくは修復・維持することのみではなく、時代に応じた日常生活の変化や制約条件等を考慮しながら、最大限、将来に継承していく方法を選び、より良いまちづくりを推進していく、という認識が重要である。

## コラム・・・歴史・景観まちづくりに関連して、過去に指摘されてきた課題等

### <平成 12 年 建設白書:第4章「美しい景観のまちを育むために」>

「景観のよいまちを形成することについては、『総論』としては『賛成』される場合が多いであろう。行政としても、良好なまちなみ・景観を形成するための手法としては、都市計画法、建築基準法等の法律や、都道府県・市町村の条例等などにより、まちづくりの基本的な方針や規制誘導策を示している。しかし、『各論』に入ると、各地で『合意形成のプロセスの失敗』と『守るべき資産や景観の喪失』が起こっている。」として、景観に対する市民の意識レベルの相違といった問題について指摘している。

方向性としては、「全国一律の手法による景観の形成を目指すのではなく、地元市町村と地元住民が、地域の歴史・風土が生み出す個性や地元のニーズに応じて弾力的な対応ができるよう、公共施設の整備と一体となった景観形成のための事業実施を含め、自主性を発揮できるためのツールが多く備えられていることが必要」と言及している。

### <平成 15 年 美しい国づくり政策大綱:II 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方>

「地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されており、それらの美しさ、価値が再発見され、保全や復元の取り組みが見られる」ものの、「経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる」と指摘（I 現状に対する認識と課題）、更に取り組みについて、『歴史、文化、風土など地域の特性に根ざし、自然と人の営みの調和の下で地域の個性ある美しさを重視していくことが重要である』とし、『現在有している地域の個性や美しさも漠然と人々に認識されているだけでは、老朽化や開発行為など他の要因により突然損なわれる場合がある。良好な景観を守るためには、地域住民自らの評価、自覚の上に立って、損なわれる前に法規制をかける等先行的・明示的措置を講ずることが重要である』といった基本姿勢を示している。

### <平成 17 年 景観法:基本理念>

基本理念の一つとして、『良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。』と示されている。

### <平成 18 年 京都市「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会 最終答申」>

京都の景観の現状を「京都市の景観の保全・再生への努力にもかかわらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求などの時代の流れに抗いきれず、京都の伝統文化を伝える重要な景観資源が次々に失われ、歴史都市・京都の景観は、更に変容を続けている。それは、バブル経済期以降もなお、徐々にではあるが、確実に続いている。」として、4つの課題を提示している。

- (1) 地域のまちなみと不調和な建築活動
- (2) 眺望景観や借景の喪失
- (3) 京町家等の歴史的な建造物の消失
- (4) 屋外広告物や放置自転車等による景観の悪化



**<平成 18 年 東京都景観審議会答申「東京における今後の景観施策のあり方について」>**

「歴史的建造物の選定と歴史的景観の保全」として、「都は、選定した歴史的建造物に対し、外観を保存するための工事費の助成制度など保存を支援する施策を行ってきました。しかし、都からの保存要請に対して、維持管理費の増大や増改築に対する制約等を理由に所有者の同意が得られず、審議会の答申リストに入ったものの、解体されてしまった歴史的建造物もあります。・・・省略・・・このような範囲を対象に、建築物の高さの最高限度が都市計画により定められるなど、この制度が区による景観保全施策の先導役となった例もあります。しかし、開発事業者に対する周知不足や、配慮すべき具体的内容が定められていないことから、制度に即して歴史的景観に配慮した街並みづくりが進んできたとは言えない状況」と指摘している。

**<平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)>**

『我が国には、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等の国民共有の文化的な資産及びその周辺の歴史的な建造物と、そこで営まれる工芸品の製造販売や祭礼行事など、地域の歴史・文化を反映しつつ営まれることにより、形成される風情、情緒、たたずまいといった良好な環境（歴史的風致）が存在しているものの、『しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつある。』』としている。

歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行後に示された『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針』では、「我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を初めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。しかしながら、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護(保存及び活用)がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。」としており、具体的要因として第1章で、「地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いなマンション等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多く見られており、このような状況が放置されることによって、我が国が世界に誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、我が国や地域にとって取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。」といった課題が提示されている。

出典:国土交通白書(旧建設白書)、国土交通省 HP、京都市 HP  
新谷洋二編著「歴史を未来につなぐ まちづくり・みちづくり」  
歴史まちづくり法研究会編集「歴史まちづくり法ハンドブック」  
を参考に作成

### コラム・・・我が国の景観政策の後押しを担った OECD 都市政策セミナーと歴史まちづくり

平成12(2000)年11月、OECDは対日都市政策勧告として「JAPAN URBAN POLICY(日本の都市政策)」を公表した。その中で、「日本は不十分な規制や都市景観の乱雑さ、狭小な土地区画など様々な都市問題を抱えている。また、現在の地価下落のほか、日本は高齢化が急速に進行し、人口減少とそれに伴う経済力の減退等」について指摘し、次の8項目の勧告を行った。

- |   |                      |
|---|----------------------|
| ①Revitalization of Urban Centre and Managing Urban Growth in Suburbs to achieve sustainable cities<br>(サステイナブル・シティ実現に向けた都市中心部の再活性化と郊外部の成長のマネジメント) |                      |
| ②Achieving appropriate land use patterns in urban areas   | (都市に見合った土地利用パターンの実現) |
| ③Restructuring regulations  | (規制の再構築)             |
| ④Expanding investment for cities  | (都市への投資拡大)           |
| ⑤Securing financial measures for improvement  | (整備財源の確保)            |
| ⑥Reconciling private rights and the public interest   | (個人の権利と公共の利益との調和)    |
| ⑦Re-evaluating the Role of National Government  | (国の役割の再評価)           |
| ⑧Taking a comprehensive approach  | (総合的アプローチ)           |

この勧告以降、我が国では、美しい都市についての議論が活発化し、都市政策としての景観が重要視されるようになった。

同年には、全国3都市での「OECD都市政策セミナー」も開催され、そのうち松江市で行われたシンポジウム(11月29日開催)において、「地方都市は歴史や伝統を活かしたまちづくりを進めるべき」と提言しており、これを含む7つの指摘は、これから歴史まちづくりを進めていこうとする地方公共団体にとっても、参考となる指摘と考えられる。

#### [OECD都市政策セミナーによる松江市への指摘]

- ・ 地方の中規模都市においては、大都市と同じ様なまちづくりを目指すのではなく、地域の資源、歴史、伝統、多様性を活かした個性的なまちづくりを進めるべき。
- ・ 松江市のような地方都市では、優れた自然環境が大きなメリットであるため、環境保全との調和に十分配慮して開発を進めていくことが重要である。
- ・ 地方都市のまちづくりに当たっては、財源にも制約があることから、多くの目標を掲げるのではなく、ポイントを絞ったまちづくりを進めるべきである。
- ・ 中心市街地の空洞化については、地方都市共通の重要な課題であり、都市の求心力を回復するためにも、郊外部の開発などに都市の有する力を分散することなく、都市中心部に人口を呼び戻し、商業の活性化を図るための施策を集中させるべきである。
- ・ 地方都市の中心市街地においては、高齢者も含めて歩いて様々な活動ができるようにまちづくりを進めていくべきである。
- ・ 商店街の空店舗は、すき間産業など新たな産業が参入するチャンスととらえ、企業家精神を大切にしていけるべきである。
- ・ 国際的な観光地として大きな都市改造を行うよりも、持てる資源を活かしてゆっくり滞在したい観光を核とした都市を作ってはどうか。

出典:国土交通省都市局 HP を参考に作成